

みやま市給水装置工事施工申請フローチャート

1. 申請書提出

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置工事施工申請書(裏面に平面図を記入)
- ③ 新設工事の場合は加入金が必要。(申請時に納入)

加入金一覧(消費税別)	
φ 13	30,000円
φ 20	
φ 25	150,000円
φ 40	280,000円
φ 50	450,000円
φ 75	1,000,000円
φ 100以上	管理者が別に定める額

凡例	HP	
○	○	
	○	

- ④ 関係各所との協議、協議書の提出。

みやま市建設課、国、県、警察署、消防署、NTT、九電、利害関係人

関係各所との協議完了

上下水道課 『認可』

上下水道課が申請認可の連絡を行う。

認可された申請書のコピーを上下水道課で受け取る。

2. 工事開始

- ① 給水装置配管内容等に変更がある場合は事前に協議を行う。
- ② 臨時用水が必要な場合は『水道臨時使用申込書』を提出する。

3. 工事完了

- ① 給水装置工事施工精算書(裏面に平面図・立面図を記入)
- ② 給水装置工事完成届
- ③ 工事写真
- ④ 検査手数料1,000円/戸
精算書提出時に納付書を受け取り、金融機関で納入する。

4. 工事検査

- ① 上下水道課職員及び工事を施工した主任技術者の立会で検査を行う。

5. 給水開始

- ① 水道使用開始申込書(本給水の申込)
- ② 臨時用水がある場合は『水道臨時終了届書』を提出し、水道料金の精算を必ず行うこと。(後日、納付書発行)

※手直し等で再検査となった場合は、速やかに工事を行い、再検査の依頼をすること。